

市となるための要件に関する総括表

区 分		市制施行要件	現 況	備 考			
法律要件	人	国勢調査	5万人以上を有すること	(調査中) 人	平成22年10月1日		
	口	現 在		51,997 人	平成22年9月末日現在推計人口		
	中心市街地を形成している戸数		全戸数の6割以上であること	96.16 %	平成22年10月1日現在		
	都市的業態人口		全人口の6割以上であること	80.79%	平成17年国勢調査		
条例要件	1号	保健衛生施設	相当数設けられていること	69	平成22年10月1日現在 上水道 1 (企業用) 下水道 1 病院・診療所 63 保健センター 1 し尿処理施設 1 (組合) ごみ処理施設 2 (組合)		
	2号	文化施設	相当の規模の施設が設けられていること	48	平成22年10月1日現在 図書館 1 博物館 2 公会堂 1 公民館 1 児童館 5 老人憩いの家 7 集会場 29 資料館 1 福祉センター 1		
	3号	高等学校	相当数設けられていること	2	平成22年10月1日現在		
	4号	都市的業態人口	最近3箇年間増加の傾向にあること	110.6	平成17年から平成20年までの増加率		
	(県)	5号	担 税 力	他の市と同額以上	(調査中) 円	長久手町	平成21年度 国税、県税及び市町村税の納税額の合計を平成21年度末現在の総人口で除した額
					(調査中) 円	〇〇市	
(調査中) 円					〇〇市		
(調査中) 円					〇〇市		
6号	官公署・銀行 会社・工場 劇場・映画館 財政・産業 交通・通信等	概ね他の市に比して遜色ないこと	そんな色ない	官公署4、銀行6、資本金1,000万円以上会社・工場644、劇場・映画館2 平成22年10月1日現在			

区 分		市制施行要件	現 況		備 考	
市制施行協議基準（総務省）	1	人 口	5万人以上であること	(調査中) 人		平成 22 年国勢調査
	2	中心市街地を形成している戸数	全戸数の6割以上であること	96.16%		平成22年10月1日現在
	3	都市的業態人口	全人口の6割以上であること	80.79%		平成 17 年国勢調査
	4	官 公 署	設置されていること	4		平成22年10月1日現在 官署 0 県の公署 4
	5	高 等 学 校	1以上を有すること	2		平成22年10月1日現在
	6	文 化 施 設	有していること	113		平成22年10月1日現在 図書館 1 博物館 2 公会堂 1 公民館 1 資料館 1 総合運動場 1 公園 58 老人憩いの家等 48
	7	上水道・下水道 塵芥処理場等	有していること	5		平成22年10月1日現在 上水道 1 下水道 1 し尿処理施設 1 ごみ処理施設 2
	8	交 通 施 設	整備していること	鉄道	6 駅	東部丘陵線(リニモ)
				バス	23 路線	町営バス 11 名鉄バス(株) 8 日進市営バス 2 名古屋市営バス 1 尾張旭市営バス 1
	9	銀行・会社・工場	相当数あること	銀行等	6	平成22年10月1日現在
				会社・工場	644	平成22年7月31日現在
	10	病院・診療所	10以上有していること	63		平成22年 4月1日現在
	11	劇場・映画館等	2以上有していること	2		平成22年10月1日現在
	12	都市計画事業	施行されていること	施行されている		市街化区域割合33.7% 平成22年10月1日現在
主要幹線街路		ある程度整備されていること	整備されている		県道8、町道926路線 平成22年10月1日現在	
13	担 税 力 及 び 財 政 状 況	充分であること	充分である		—	
14	将 来 発 展 性	将来発展性のあること	発展性がある		—	